

令和9年版資源とごみの収集カレンダー広告掲載契約仕様書

1 業務名

令和9年版資源とごみの収集カレンダー広告掲載業務

2 業務内容

発注者は、発注者が発行する「令和9年版資源とごみの収集カレンダー」に広告を掲載させるため、当該カレンダーに広告掲載枠を設け、これを受注者の利用に供する。受注者は、広告掲載枠に広告を掲載する広告主を募集し、掲載する広告データを発注者の指定先へ納品する。

3 広告掲載枠の利用期間

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで（全20枠）

4 広告掲載枠の枠数、規格等

令和9年版資源とごみの収集カレンダー広告掲載基準の第2条に規定する通りとする。

5 令和9年版資源とごみの収集カレンダーの概要

- (1) 名称 令和9年版資源とごみの収集カレンダー
- (2) 発行部数 年1回発行 約127,000部（発行部数は世帯数の変化により変動する）
- (3) 配布方法 配布業者を通じて市内全世帯と希望のあった法人への配布、その他公共施設での配布
- (4) 色 オフセット印刷 4色刷り（黒・赤・青・黄）
- (5) 紙質 再生上質紙または同等の代替品

6 広告に関する留意事項

- (1) 広告主及び広告の内容については、立川市広告掲載規則、立川市広告掲載基準、令和9年版資源とごみの収集カレンダー広告掲載基準の規程に適合すること。
- (2) 広告の内容について疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議すること。

7 広告掲載までの手順等

- (1) 受注者は、広告申込者（以下「広告主」という）より募った広告内容について、以下の書類等を発注者が指定する期日（広告掲載カレンダー校了日の20開庁日前まで）までに提出し、広告掲載の審査を受けるものとする。

- ① 広告掲載申込書（広告主の署名・捺印があるもの）
- ② 広告掲載申込書情報一覧表（発注者指定様式の電子データ）
- ③ 版下原稿（内容が確認できるPDFデータ等）

- (2) 前項の版下原稿の作成および修正に伴う一切の費用は、受注者または広告主の負担とする。
- (3) 広告の校正（文字校正、意匠確認等）は、受注者の責任において行うものとする。
- (4) 受注者は、(1)の審査の結果、広告内容の一部を修正することを条件として広告掲載を可とする旨の指摘をうけた時は、発注者が指定する期日（指摘から5開庁日以内）までに必要な修正を施し、再度発注者による審査を受けるものとする。
- (5) 受注者は、審査により掲載承認を得た広告について、発注者が指定する期日（広告掲載カレンダー校了日の10開庁日前まで）までに、以下の形式で発注者の指定先へ納品するものとする。

ア 完全版下データ（EPSまたはAI形式。フォントはすべてアウトライン化すること）

イ 確認用PDFデータ

参考：令和8年版資源とごみの収集カレンダー校了日 令和7年10月24日

8 広告の優先順位

広告の募集及び選定に当たっては、地方自治体広報紙に類する刊行物の性質を考慮し、地域性及び公共性の高いものを優先し、次の(1)から(4)までの順序になるよう配慮するものとする。(4)を掲載する場合は、原則として3枠以内とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの（以下「国等」という。）によるもの
- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人で、その事業内容が公共的性格を有する法人によるもの
- (3) 市内に事業所を有する法人で、(2)の法人以外の法人または市内で事業を営む個人によるもの
- (4) その他、令和9年版資源とごみの収集カレンダーに広告を掲載することが適当であると認められるもの

9 利用料の支払い

利用料は、広告掲載枠に広告を掲載する広告主の有無にかかわらず、発注者に支払わなければならない。受注者は、利用料を別表の通り支払うものとする。

10 利用料等の返還

発注者は、次の各号のいずれかに掲げる事由により掲載することができないことと

なった場合には、掲載できなかった広告面積分の利用料を返還するものとする。

- (1) 地震、水害、落雷等の天災及びこれに伴う火災により掲載できなかった場合
- (2) その他、発注者の責めに帰するこのできない事由により掲載できなかった場合

11 契約の解除

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても発注者は賠償の責を負わない。

- (1) この契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 自ら契約の解除を申し出たとき。

12 損害賠償責任

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (1) 受注者がこの契約の履行に際し、発注者または第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前項の定めるところによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

13 秘密の保持

受注者は、立川市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、この契約の履行に際し知り得た秘密を他に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

14 疑義等の決定

この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

掲 載	支 払 期 限	支 払 金 額 (税込)
令和9年版資源とごみの収集 カレンダー	令和8年12月31日	円